

〈別紙1〉

訪問看護サービス利用料

えな訪問看護ステーション

《介護保険》（要介護者・要支援者1割または2割・3割負担）
訪問看護サービスの利用料金及びその他の費用は以下のとおりです。

◎要支援の方と要介護の方に対する訪問看護については、サービスの提供内容が異なるため、基本サービス費に一定の差を設ける事となりました。

〔時間別評価〕（介護保険法令に定められた料金 1単位：10円）

	<介護>	<予防>
20分未満	313単位	302単位
30分未満	470単位	450単位
30分以上60分未満	821単位	792単位
60分以上90分未満	1125単位	1087単位

早朝・夜間は所定単位数の25%・深夜50%を加算

〔リハビリ〕（訪問看護ステーション理学療法士等による訪問）

	<介護>	<予防>
1回あたり（20分）	293単位	283単位

1日に2回を超えてリハビリを行う場合、1回の所定単位数が90/100を掛けた単位数になります。また、1週間に6回が限度です。

緊急時訪問看護加算 574単位/月

※ 但し、訪問した時は時間別評価単位数が加算されます。

1ヵ月以内の2回目以降の夜間帯の緊急時訪問については、早朝、夜間、深夜加算料金になります。

特別管理加算Ⅰ 500単位/月

※ 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算Ⅱ 250単位/月

※ 在宅酸素療法・中心静脈栄養法・成分栄養経管栄養法・自己導尿等指導管理、重度の褥瘡（厚生・労働大臣が定める状態のもの）

長時間訪問看護加算 300単位/回
※ 特別管理加算の対象者について、1時間30分以上の訪問看護を実施した場合

複数名訪問加算 30分未満 254単位/回
30分以上 402単位/回
※ 同時に2人の職員が1人の利用者に対し訪問看護を行った場合

退院時共同指導加算 600単位/回
※ 主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、内容を文章により提供した場合。

初回加算 300単位
※ 新しく訪問看護計画書を作って訪問看護を提供した場合。

ターミナルケア加算 2000単位/月

〔実費負担金〕

- ・日常生活上、医療処置に必要な物品、消耗品等
- ・死後の処置料等（エンゼルケア） 10,000円

《医療保険》（医療保険法令に定められた負担割合です）
訪問看護サービスの利用料金及びその他の費用は以下のとおりです。

- 基本利用料
- ・後期高齢者医療者 療養費の1割又は3割
 - ・健康保険被保険者 療養費の3割
 - ・国民健康保険者 療養費の3割
 - ・国民健康保険の退職者 療養費の3割
 - ・健康保険の被扶養者及び国民健康保険の被扶養者 療養費の3割又は2割
 - ・各種受給者証に対応します。

〔実費負担金〕

- ・日常生活上、医療処置に必要な物品、消耗品等
- ・死後の処置料等（エンゼルケア） 10,000円
- ・実費利用料：30分 4,000円 60分 8,000円